

成年後見だより

～ほほえみをいつまでも～

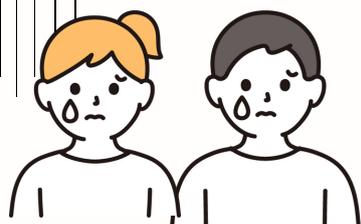
vol. **35**

令和7年3月

CONTENT

- 1,悪質商法とは
- 2,実際にあった詐欺について
- 3,被害防止に向けて
- 4,センターからのお知らせ

今すぐ払わないと
間に合いません



この手数料を支払えば
お金が手に入りますよ



他のみなさんにも
ご案内してますよ

ちょっと待って!

その支払い本当に必要ですか?



以前より巧妙で複雑なものが増えた詐欺や悪質商法。

気をつけてはいるけれど、正しいものとそうでないものを見極めることは難しいですよね。今回のセンターだよりは実際に区内であった困ったケースと、それらを防ぐための取組を紹介します!



区民のみなさまの実体験



実際に区民のみなさまもこのようなことで困った経験があるそうです。

・オレオレ詐欺の電話がかかってきたことがある（70代女性）

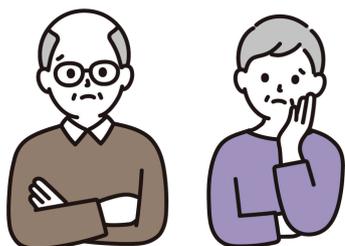
・インターネット回線の勧誘電話であった（30代女性）

・水道栓の修理で高い値段の修理代をふっかけられた。（70代）

・メールで「未払い」だと案内が来ました（30代女性）

・利用しているサイトからも詐欺のようなメールがあり

何を信じればいいのか困ります。（50代女性）



・総務省の人と名乗る人物から電話があり、「数時間で携帯が止まるから〇〇円支払ってください」と言われた。（50代女性）

日頃、ご支援させていただいているご利用者宛にも、高額な請求書が届くなど、不審に思うケースもあります。今年度も実際に消費生活センターと連携し、悪質商法防止の啓発や、既に支払ってしまったものの返金対応を行いました。実際に返金されたケースもあります。

そこで、私たちと消費生活センターが協力しているものの一つとして

ちよだ悪徳商法バスターズ があります。

ちよだ悪徳商法バスターズとは、千代田区消費生活センターとちよだ成年後見センターの共催でスタートした「ちよだ悪徳商法バスターズ養成講座」の修了生が中心となり、定期的に連絡会を開催、消費生活センターの職員を講師として招いた悪質商法に関する講座にも参加、情報交換などを実施しています。



詐欺や悪質商法被害を防止するために、ちよだ成年後見センターは消費生活センターをはじめ、様々な機関と日々連携しています。

その他、成年後見センターが実施している取組みが

成年後見制度の相談受付 です。

成年後見制度の役割の一つに、詐欺や悪質商法から加齢や疾患により判断力が低下した方を守ることがあります。実際に利用するためには、様々な書類の作成など「申立て」が必要となりますが、まだまだみなさんに情報が行き届いているものではありません。そこでセンターでは、これから成年後見制度を検討している方、利用中の方の相談を受け付けています。



千代田区消費生活センター
マスコットキャラクター「キックくん」

消費生活センター インタビュー

そして今回は、消費生活センターにインタビューし役立つ情報を教えていただきました。

消費生活センターってどんなところ？

消費者が、安全・安心に豊かな消費生活をすごせるよう、「相談」と「啓発」を行っています。相談業務では、事業者と消費者の間の商品やサービスに関するトラブルについて、中立公平な立場で解決方法を一緒に考え、どう交渉したら良いか等のアドバイスをを行います。

啓発業務では、消費生活センターの存在を知ってもらい相談利用につなげることを目的として、講座やイベントを開催、マスコットキャラクター「キックくん」を使ったPR活動等を行っています。

最近の詐欺や悪質商法の傾向は？

よく相談を受けるのは「点検商法」です。給湯器などの点検を装って、不要な機器の交換を迫ったり高額な機器を売りつけるケース、「屋根瓦がはがれている」などと不安をあおって高額で unnecessary 工事を次々と行うケースなどが発生しています。

あやしいと思ったら、どうすればよいか。

電話の場合、まずは知らない番号からの電話には出ないことです。訪問の場合、相手の身分や訪問の目的をしっかりと確認できるまで、不用意にドアを開けないようにすることも大切です。

もし途中で「あやしい」と感じた時は、その時点で「必要ありません」、「帰ってください」と伝えましょう。万が一、しつこく居座るような時は、ためらわずに警察（110番）を呼んでください。

事前の対策は？

千代田区では、特殊詐欺対策として「自動通話録音機」の設置を推進しています。区内在住で65歳以上の方がいる世帯に対し無料で設置することができます。犯人は自分の声が録音されることを嫌いますので、「自動通話録音機」は強い味方です。設置申請はかがやきプラザ1階相談センターや高齢者あんしんセンター等で受け付けています。

また、消費生活センターの電話番号を載せた「マグネットシート」をご用意しています。消費生活センター窓口で配布中です。ご自宅の目の届く場所に貼り、「不審な電話や訪問を受けたらまず相談」と頭の片隅に置いておいてください。「こんな些細なこと」とためらわず、すぐに家族や消費生活センター等の相談窓口にご相談ください。小さな情報の積み重ねが被害の未然防止に繋がります。



千代田区消費生活センター
マグネットシート

開催講座のお知らせ



「エンディングノートを書いてみよう！」

ニュースや新聞で話題の「終活」。その一歩目として注目されているのが「エンディングノート」です。この講座では、エンディングノートについて説明後、オリジナルのノートをお配りし、実際に書き始めていただけます。

日時：令和7年3月12日（水）14：00

場所：かがやきプラザ1階 研修室1.2

対象者：区内在住・在学・在勤の方（先着30名）

相談料：無料

申込み：事前予約制。お電話にてご予約ください。（03-6265-6521）

福祉専門 法律相談

福祉専門法律相談は、高齢者や障がい者の権利侵害や福祉サービス利用に関するトラブル他、相続・遺言、消費・契約などについて「福祉相談弁護士グループ」の弁護士が相談に応じます。

相談日：毎月第2・第4木曜日（原則）

時間：午後2時～4時20分（※1人40分）

場所：かがやきプラザ4階

対象者：区内在住・在学・在勤の方

相談料：無料

申込み：事前予約制。お電話にてご予約ください。（03-6265-6521）



千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話 03-6265-6521（直通）

03-3265-1901（代表）

FAX 03-3265-1902

E-mail kouken@chiyoda-cosw.jp

開館日時 月～金曜日（年末年始・祝日除く）8：30～17：15

